

どうする 下水汚泥の焼却灰処理

福島第一原発の事故の発生により、国も自治体も拡散された放射能物質の測定や除染など次々に新たな対応を迫られています。大気中や地表に放出された放射能は雨で流され下水処理施設に集めますが、処理過程で発生する放射能を含む汚泥焼却灰は、セメントなどへの再利用も難しく、保管場所に困る自治体が続出しています。

若林ともこ (県議/ネット青葉)

増え続ける焼却灰

神奈川県は、相模川、酒匂川の2つの流域下水道で4つの処理場を管理しています。9月20日現在、3089トンの焼却灰が敷地内で屋外保管されています。県は、来年度いつばいの保管も想定して、4カ所の処理場に新たにテナント11基分(1基当4千万円)を設置するとしています。焼却灰の保管などにかかる経費は7億7千万円と試算され、県は東京電力に賠償請求する方針です。

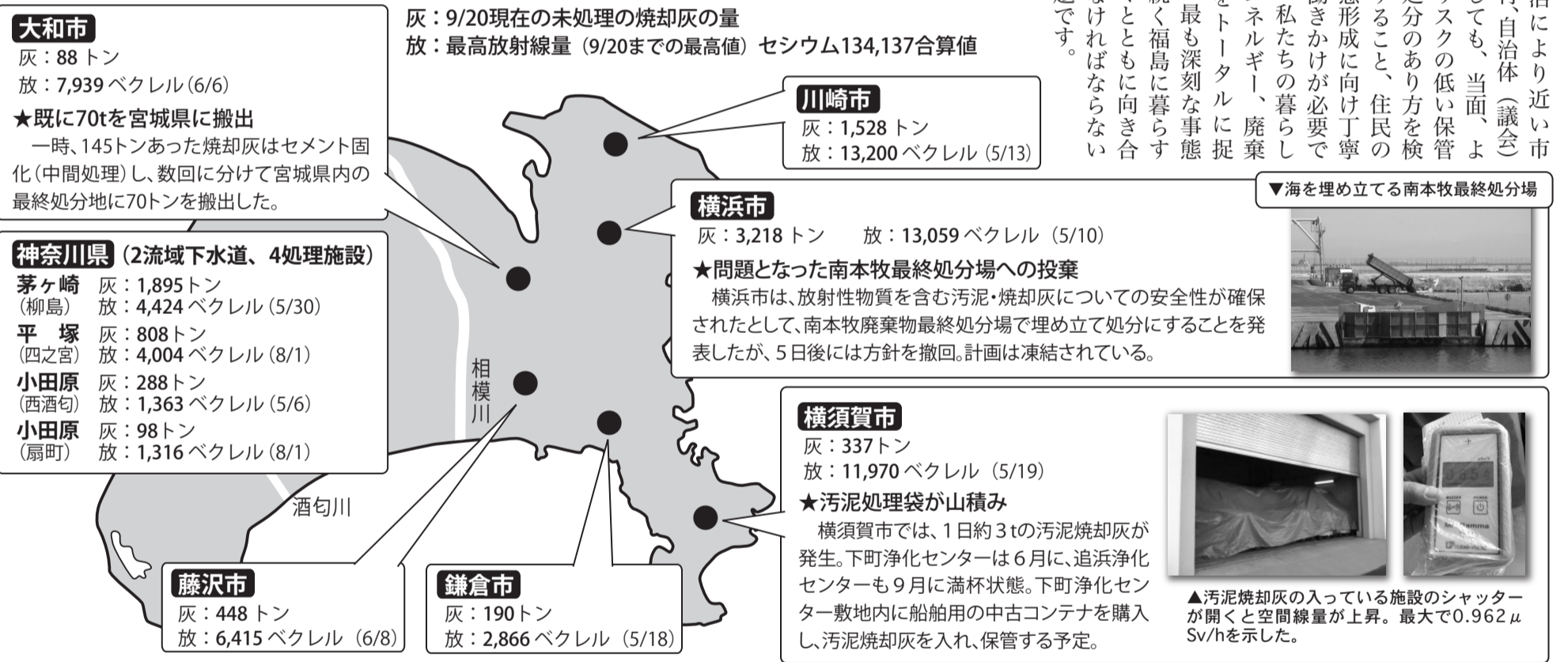
問われる国と自治体の取組み

国は、早期に中間保管施設等設置に対するガイドラインを示すこと、東京電力に対しても敷地の提供など協力要請を行うべきです。さらに、この問題は国に対策を求めるだけではなく、

本来、廃棄物処理は「区内処理」が原則です。しかし、長期にわたって管理を行わなければならないなど、これまでの廃棄物処理の経験を超えた放射能対策について、職員からは、市町村の能力を超える問題であるといった意見も聞かれます。

また、県指導施設の横須賀市、鎌倉市、藤沢市、大和市の下水処理場の焼却灰等の保管量を合計すると1063トン(9月20日現在)となっており、最終処分場をもたない自治体は県外処分の可能性を探っています。すでに大和市では、これまで数回に分けて宮城県内の処分地に搬出したとのこと。

県内自治体の未処理の焼却灰と放射線量の最高値



大和市 灰: 88トン 放: 7,939 ベクレル (6/6) ★既に70tを宮城県に搬出 一時、145トンあった焼却灰はセメント固化(中間処理)し、数回に分けて宮城県内の最終処分地に70トン搬出した。

神奈川県 (2流域下水道、4処理施設) 茅ヶ崎 灰: 1,895トン (柳島) 放: 4,424 ベクレル (5/30) 平塚 灰: 808トン (四之宮) 放: 4,004 ベクレル (8/1) 小田原 灰: 288トン (西酒匂) 放: 1,363 ベクレル (5/6) 小田原 灰: 98トン (扇町) 放: 1,316 ベクレル (8/1)

灰: 9/20現在の未処理の焼却灰の量 放: 最高放射線量 (9/20までの最高値) セシウム134,137合算値

川崎市 灰: 1,528トン 放: 13,200 ベクレル (5/13)

横浜市 灰: 3,218トン 放: 13,059 ベクレル (5/10) ★問題となった南本牧最終処分場への投棄 横浜市は、放射性物質を含む汚泥・焼却灰についての安全性が確保されたとして、南本牧廃棄物最終処分場で埋め立て処分することを発表したが、5日後には方針を撤回。計画は凍結されている。

横須賀市 灰: 337トン 放: 11,970 ベクレル (5/19) ★汚泥処理袋が山積み 横須賀市では、1日約3tの汚泥焼却灰が発生。下町浄化センターは6月に、追浜浄化センターも9月に満杯状態。下町浄化センター敷地内に船舶用の中古コンテナを購入し、汚泥焼却灰を入れ、保管する予定。

藤沢市 灰: 448トン 放: 6,415 ベクレル (6/8) 鎌倉市 灰: 190トン 放: 2,866 ベクレル (5/18)



▲汚泥焼却灰の入っている施設のシャッターが開くと空間線量が上昇。最大で0.962μSv/hを示した。

NPO法改正を生かして 新しい公共を広げよう



神奈川ネット共同代表 石川 すみ (ネット鎌倉/市議)

新寄付税制とNPO法(特定非営利活動法人法)の改正で、NPO法人を支える仕組みが広がりました。現在、NPO法人は、全国で4万3千団体もあるにもかかわらず、税控除を受けられる認定NPOは、わずか232法人です。これは、認定をするパブリック・サポート・テスト(PST)の要件が「総収入のうち20%以上の寄付を占める」という高いハードルがあったためです。このPSTの基準を緩和し、より公益性を高めるために「30000円の寄付者を100人」集めれば申請することができるようになりました。併せて税制改正により、市民一人ひとりの寄付を後押しするために税額控除方式が導入されました。NPOを支援する市民が寄付をすることで、自分の税金の使い道の一部を、自ら決定できることになり、利益を追求するのではなく、社会貢献活動を担うNPOを支え、お金を循環させる新

また、認定の主務官庁が国税庁から県・政令市に移管され、国から地方へと分権が進みました。さらに各市町村が条例でNPOを個別指定するとPSTの要件を満たすことになり、住民税の控除も上乘せられます。これらの改正で市民に最大で寄付額の50%の税金が戻ってきます。

今後自治体での条例化が議論されることになり、既に川崎市では、条例策定に向けたパブリックコメントが開始されています。県内の各自治体でも、条例化を求めていかなくはなりません。認定要件やそのプロセスについては公開性や透明性が求められます。地域の非営利活動を活性化するのも市民の力です。神奈川ネットでは、地域の実情にあった条例が制定されるよう提案していきます。